

生駒市規則第15号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月28日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第1条 生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「職員課」を「人事課」に、

「福祉健康部

健康課 管理係 健康係
病院建設課 病院建設係
国保年金課 国保係 年金係 福祉医療係
こども課 保育係 こども係
子どもサポートセンター を

介護保険課 認定係 保険係

福祉事務所

福祉総務課 庶務係 保護係
福祉支援課 福祉係 支援係 予防推進係」

「福祉部

高齢福祉課 庶務年金係 高齢福祉係
障がい福祉課 障がい福祉係 支援係
保護課 保護係
介護保険課 認定係 保険係 予防推進係 に、

こども健康部

こども課 保育係 こども係
子どもサポートセンター
健康課 管理係 健康係
病院建設課 病院建設係
国保医療課 国保係 福祉医療係 」

「整理係」を「地籍調査係」に、「庶務係 計画係」を「計画係」に、「業務

係」を「管理係」に、「計画係 工務係」を「工務係」に改める。

第5条広報広聴係の項中第7号を第8号とし、同項第6号中「処理」を「受付及び連絡調整」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) シティプロモーションの推進に関すること。

第6条中「職員課」を「人事課」に改める。

第7条市民活動推進係の項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市民自治推進委員会に関すること。

第9条の2契約係の項第4号中「物品の集中購入及び管理（使用中の物品に係る保管を除く。）」を「入札監視委員会」に改める。

第9条の3行政経営係の項第3号中「事務改善委員会」を「行政改革推進委員会」に改める。

第10条の3企画係の項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 環境マネジメントシステム推進会議に関すること。

第10条の3環境保全係の項に次の1号を加える。

(7) 学研高山地区環境保全対策委員会に関すること。

第20条を次のように改める。

第20条 高齢福祉課が分掌する事務は、次のとおりとする。

庶務年金係

(1) 地域福祉計画に関すること。

(2) 地域福祉に係る調査、研究、企画及び調整に関すること。

(3) 国民年金被保険者の資格の得喪に関すること。

(4) 国民年金関係書類の審査及び通達に関すること。

- (5) 被保険者名簿に関する事。
- (6) 福祉年金に関する事。
- (7) 社会福祉法人の設立認可、指導監督等に関する事。
- (8) 社会福祉協議会、シルバー人材センターその他社会福祉団体の育成及び指導に関する事。
- (9) 民生委員、児童委員及び民生委員推薦会に関する事。
- (10) 福祉統計に関する事。
- (11) 日本赤十字社に関する事。
- (12) 市及び社会福祉法人に係る高齢者福祉施設の整備に関する事。
- (13) 高齢者福祉施設の運営に関する事。
- (14) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事。
- (15) 部及び課の庶務に関する事。

高齢福祉係

- (1) 高齢者保健福祉計画に関する事。
- (2) 高齢者福祉に係る相談及び支援に関する事。
- (3) 高齢者の生きがいに関する事。
- (4) 災害支援に関する事。
- (5) 老人福祉関係団体の育成及び指導に関する事。
- (6) 高齢者交通費助成事業に関する事。
- (7) 高齢者に対する虐待に関する事。
- (8) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による養護老人ホームへの入所等の措置に関する事。
- (9) 老人ホーム入所判定委員会に関する事。

第20条の2を削る。

第21条を次のように改める。

第 2 1 条 障がい福祉課が分掌する事務は、次のとおりとする。

障がい福祉係

- (1) 障がい者福祉計画に関すること。
- (2) 障がい者福祉に係る調査、研究、企画及び調整に関すること。
- (3) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）、知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）等による各種手帳、証明書等の交付に関すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による更正医療、育成医療及び精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定、支給等に関すること。
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）による障害児福祉手当、特別障害者手当等の支給に関すること。
- (6) 精神障がい者に対する医療費の助成に関すること。
- (7) 障がい者の社会参加の促進に関すること。
- (8) 福祉センターに関すること。
- (9) 障がい者福祉施設の整備に関すること。
- (10) 北和地区福祉有償運送共同運営協議会に関すること。
- (11) 課の庶務に関すること。

支援係

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による福祉サービスの支給に関すること。
- (2) 障がい者福祉に係る相談及び支援に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障がい者の医療保護入院に係る市長同意に関すること。

- (4) 障害程度区分の認定に関すること。
- (5) 障害程度区分認定審査会に関すること。
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援の支給に関すること。
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による相談支援事業に関すること。
- (8) 障がい者に対する虐待に関すること。

第21条の2から第21条の4までを削る。

第22条から第30条までを次のように改める。

第22条 保護課が分掌する事務は、次のとおりとする。

保護係

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める各種扶助に関すること。
- (2) 生活保護法に定める調査、指導及び措置に関すること。
- (3) 行旅病人、行旅死亡人及び浮浪者の取扱いに関すること。

第23条 介護保険課が分掌する事務は、次のとおりとする。

認定係

- (1) 要介護認定の申請及び認定に関すること。
- (2) 介護認定審査会に関すること。

保険係

- (1) 介護保険料の課税資料の調査及び賦課徴収に関すること（第2号被保険者に係るものを除く。）。
- (2) 介護保険被保険者の資格等の届出に関すること。
- (3) 介護保険被保険者証の交付及び更新に関すること。
- (4) 介護報酬の請求及び審査に関すること。

- (5) 保険給付金の支払その他保険給付に関すること。
- (6) 介護保険の運営に関すること。
- (7) 介護保険事業計画に関すること。
- (8) 介護保険のサービス提供事業者の指導及び育成に関すること。
- (9) 介護保険施設の設置及び介護保険サービスの開始に係る意見書（市及び社会福祉法人に係るものを除く。）に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

予防推進係

- (1) 地域支援事業における介護予防事業に関すること。
- (2) 地域支援事業における包括的支援事業に関すること。
- (3) 地域支援事業における任意事業に関すること。
- (4) 地域包括支援センターの総括及び総合調整に関すること。

第24条 こども課が分掌する事務は、次のとおりとする。

保育係

- (1) 保育所の入所及び退所の決定その他保育所に関すること。
- (2) 保育料の決定及び徴収に関すること。
- (3) 保育所運営委員会に関すること。

こども係

- (1) 児童福祉施策の調査、研究及び企画に関すること。
- (2) 学童保育に関すること。
- (3) 児童福祉法による援護、育成及び更生の措置に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (4) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関すること。
- (5) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当

の支給に関すること。

(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関すること。

(7) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による援護、育成及び更生の措置に関すること。

(8) 小平尾南児童館に関すること。

(9) 小平尾南児童館運営審議会に関すること。

(10) 部及び課の庶務に関すること。

第25条 こどもサポートセンターが分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 家庭児童相談室に関すること。

(2) 児童虐待に関すること。

(3) ファミリー・サポート業務に関すること。

(4) その他子育て支援に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。

(5) こどもサポートセンターの管理及び運営に関すること。

第26条 健康課が分掌する事務は、次のとおりとする。

管理係

(1) 健康施策の調査及び研究に関すること。

(2) 健康づくり計画の策定に関すること。

(3) 休日夜間応急診療に関すること。

(4) セラビーいこまの維持管理及び運営に関すること。

(5) 感染症対策に関すること。

(6) 医療関係団体に関すること。

(7) 保健施設に関すること。

(8) 課の庶務に関すること。

健康係

- (1) 市民の健康増進に関すること。
- (2) 職員の健康管理に係る専門的事項に関すること。
- (3) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による乳幼児健康診査等に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (4) 健康増進法（平成14年法律第103号）による保健事業に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (5) 疾病予防に関すること。
- (6) 予防接種に関すること。
- (7) 予防接種健康被害調査委員会に関すること。
- (8) 精神保健の啓発に関すること。
- (9) 献血の推進に関すること。
- (10) 食育の推進に関すること。
- (11) その他保健予防及び保健指導に関すること。

第27条 病院建設課が分掌する事務は、次のとおりとする。

病院建設係

- (1) 病院建設に関すること。
- (2) 病院事業推進委員会に関すること。

第28条 国保医療課が分掌する事務は、次のとおりとする。

国保係

- (1) 国民健康保険税の課税資料の調査及び賦課に関すること。
- (2) 介護保険法による第2号被保険者に係る国民健康保険税の課税資料及び賦課に関すること。
- (3) 国民健康保険被保険者資格等の届出に関すること。
- (4) 国民健康保険被保険者証の交付及び更新に関すること。
- (5) 診療請求及び審査に関すること。

- (6) 保険給付金の支払その他保険給付に関すること。
- (7) 一部負担金の賦課徴収に関すること。
- (8) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

福祉医療係

- (1) 子ども、心身障害者、ひとり親家庭等及び重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関すること。
- (2) 後期高齢者医療に関すること。
- (3) 母子保健法による未熟児の養育医療の給付に関すること。

第29条及び第30条 削除

第31条管理系の項中第7号を削り、同条整理系の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加え、同項を同条地籍調査系の項とする。

- (4) 公共基準点（街区基準点）の管理及び使用許可等に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。

第32条計画系の項第13号中「及び課」を削る。

第36条庶務系の項第5号中「及び課」を削り、同号を同項第11号とし、同項第4号の次に次の6号を加え、同項を同条計画系の項とし、同条計画系の項を削る。

- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による区域区分、地域地区等土地利用に係る都市計画の決定に関すること。
- (6) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）に関すること。
- (7) 地区計画に関すること。
- (8) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業に関すること。
- (9) 都市計画図の作成及び販売に関すること。

(10) 土地利用に係る都市計画の証明に関すること。

第41条業務系の項中第9号を第10号とし、第1号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加え、同項を同条管理系の項とする。

(1) 汚水処理施設の基本構想及び基本調査並びに基本計画に関すること。

第41条の3計画系の項を削り、同条工務系の項中第5号を第8号とし、第1号から第4号までを3号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

(1) 公共下水道及び都市下水路の基本調査及び基本計画並びに計画決定及び事業計画に関すること。

(2) 公共下水道の普及促進に関すること。

(3) 下水道補助事業の申請に関すること。

第41条の3工務系の項に次の1号を加える。

(9) 私道内公共下水道枝管工事にに関すること。

第47条第1項及び第48条第3項中「子どもサポートセンター」を「こどもサポートセンター」に改める。

(生駒市庁舎管理規則の一部改正)

第2条 生駒市庁舎管理規則（昭和56年10月生駒市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「職員課長」を「人事課長」に改める。

(生駒市公印規則の一部改正)

第3条 生駒市公印規則（平成9年3月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表の一般公印の表中

「

9	福祉健康部長印	てん書	縦横21mm	生駒市福祉健康部長之印	福祉健康部長名で発する文書	福祉支援課長	を
---	---------	-----	--------	-------------	---------------	--------	---

9	福祉部長印	てん書	縦横21mm	生駒市福祉部長之印	福祉部長名で発する文書	高齢福祉課長	に、
---	-------	-----	--------	-----------	-------------	--------	----

11	削除						を
----	----	--	--	--	--	--	---

11	こども健康部長印	てん書	縦横21mm	生駒市こども健康部長之印	こども健康部長名で発する文書	こども課長	に
----	----------	-----	--------	--------------	----------------	-------	---

改め、別表の専用公印の表の9の項中「国保年金課長」を「国保医療課長」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第4条 給料等の支給に関する規則（昭和32年7月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の5第1項の表の5の項中「子どもサポートセンター」を「こどもサポートセンター」に改める。

(生駒市会計規則の一部改正)

第5条 生駒市会計規則（昭和48年3月生駒市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「子どもサポートセンター所長」を「こどもサポートセンタ

一「所長」に改める。

別表第1中「職員課長」を「人事課長」に、

健康課長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—
病院建設課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
国保年金課長	後期高齢者医療保険料の出納	所管係員
	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
こども課長	所管に係る保育料その他徴収金の収納	保育園長 所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
子どもサポートセンター所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員
	所管に係る物品の出納保管	—
介護保険課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
福祉総務課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
福祉支援課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

を

高齢福祉課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
障がい福祉課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
保護課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
介護保険課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
こども課長	所管に係る保育料その他徴収金の収納	保育園長 所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
子どもサポートセンター所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員
	所管に係る物品の出納保管	—
健康課長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—
病院建設課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
国保医療課長	後期高齢者医療保険料の収納	所管係員
	所管に係る徴収金の収納	所管係長

に

	所管に係る物品の出納保管	—
--	--------------	---

改める。

(生駒市子どもサポートセンター規則の一部改正)

第6条 生駒市子どもサポートセンター規則(平成17年3月生駒市規則第10号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市こどもサポートセンター規則

第1条中「子どもサポートセンター」を「こどもサポートセンター」に改める。

第2条の表中「子どもサポートセンターゆう」を「こどもサポートセンターゆう」に改める。

(生駒市国民健康保険高額療養費貸付規則の一部改正)

第7条 生駒市国民健康保険高額療養費貸付規則(昭和53年4月生駒市規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第5号中「国保年金課」を「国保医療課」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。